

新型コロナウイルス感染症に関する

新たな水際対策措置

2022年1月7日

1 1月10日午前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、
検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

シエラレオネ、ドミニカ共和国、フィリピン

※ドミニカ共和国は、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国」として指定されていますが、「水際対策強化に係る新たな措置（21）（令和3年12月3日）」及び「水際対策強化に係る新たな措置（22）（令和3年12月9日）」を踏まえ、検疫所の確保する宿泊施設での待機を求めないこととしていました。しかし今般、ドミニカ共和国を「オミクロン株に対する指定国」として指定の上、3日間待機の対象にすることとします。

※フィリピンは、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国」として3日間待機の対象として指定されていますが、「水際対

策強化に係る新たな措置（２１）（令和３年１２月３日）」及び「水際対策強化に係る新たな措置（２２）（令和３年１２月９日）」を踏まえ、検疫所の確保する宿泊施設での待機を求めないこととしていました。しかし今般、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国」及び「オミクロン株に対する指定国」として指定の上、３日間待機の対象にすることとします。

２ １月１１日午前０時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

カテゴリー

３ 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙１「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和４年１月７日時点）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0107_list.pdf ）

別紙２「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0107_17.pdf ）

別紙３「水際対策強化に係る新たな措置（２０）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0107_20.pdf ）

別紙4「水際対策強化に係る新たな措置（21）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1203_21.pdf ）

別紙5「水際対策強化に係る新たな措置（22）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1209_22.pdf ）

別紙6「水際対策強化に係る新たな措置（23）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1228_23.pdf ）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確

認ください。（ <https://www.anzen.mofa.go.jp/> ）

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html ）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）